

# 運 営 規 程

指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護

医療法人泰山会 グループホーム みよし ファミリー園

## 第1条（目的）

この規定は、医療法人泰山会が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用についての必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

## 第2条（事業の目的）

本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して共同生活住居での家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたり利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

## 第3条（事業所の名称等）

事業所を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 グループホーム みよし ファミリー園
- ② 所在地 大分市森町西一丁目4番8号

## 第4条（運営の方針）

- ・ 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- ・ 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境の下で日常生活の介助を通じて安心と尊厳のある生活を営むことを支援するとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。また家族の情報開示の求めに応じて閲覧。
- ・ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては利用者がその有する能力を最大限活用することが出来るような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないように配慮するとともに利用者とのコミュニケーションを十分に図ること、その他様々な方法により利用者

が主体的に事業に参加するように適切な働きかけに努めるようにする。

- ・ 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- ・ 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

## 第5条（職員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者1名以上(管理者は、従業員の管理や指定認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の利用の申込についての調整、業務の実施状況の把握などの管理を一元的に行う。)
- ② 計画作成担当者 1名(計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者及び利用者代理人と介護従事者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。)
- ③ 介護従事者 12名(内1名、計画作成担当者含む)で対応し夜勤業務時間帯は2名以上(利用者に対して、前条により作成される介護計画に基づき、ア、入浴・排泄・食事・着替え等の介護、イ、日常生活上の世話、ウ、日常生活の中での機能訓練、エ、相談・援助を行う。)

利用者の心身の状況に応じ利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持ってサービス提供する。利用者の食事やその他の家事等については原則として利用者と介護従事者が共同で行うように努める。

- ④ 人員基準
- ⑤ 設備基準

## 第6条（認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の利用定員）

利用定員は、2ユニット18名とする。(1ユニット9名×2)

## 第7条（認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護）

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、要支援2から要介護5までの要介護者であって、認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、日常生活における援助等を行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、問題行動減少させ、安定した生活を支援するものとする。

## 第8条（利用料その他の費用額）

利用料の額は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護及び指定

介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活事業に係る、地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受ける。

その他の利用料(1日あたり)

|                                                                               |         |
|-------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 家賃                                                                            | 1,366 円 |
| 食費                                                                            | 1,365 円 |
| 水道光熱費                                                                         | 595 円   |
| その他(注1参照)                                                                     | 実費      |
| 注1：日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用<br>理美容・オムツ代・洗濯代<br>食費、水道光熱費は消費税含む。 |         |

月の中途における入居については日割計算とする。退去時が月の中途であってもその当月分の賃料の日割り計算はしないものとする。

利用料の支払は、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする（振込み手数料は利用者側の負担となります）。又は、三好医院窓口にて現金支払の受付をする。

## 第9条（入退居に当たりの留意事項）

要支援者、要介護者等が指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護に入居するに当たりの留意事項は、次のとおりとする。

- 1 要介護者・要支援2の者であって認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により当該入居申込者が認知症の状態であることを確認するものとする（自傷他害等の恐れがないこと）。
- 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であることを認めた場合は、適切な他の介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

## 第10条（秘密保持）

- 1 本事業所の職員は、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 職員であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密をもらすことがないよう、必要な処置を講ずる。

## 第 11 条（損害賠償）

- 1 利用者に対する介護サービス提供中に、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う
- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

## 第 12 条（衛生管理）

- 1 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2 職員は感染症等に関する知識の習得に努める。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための取組義務。管理者は、感染症及びまん延を防止するための委員会を設置し、職員に対し定期的な研修を実施するなど必要な対策を講じるものとする。管理者は、感染症発生時において迅速に行動できるよう、実際に感染症が発生した場合を想定した対応訓練を定期的に行うものとする。
- 4 感染症を想定した訓練の実施。平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応を行うこと  
※サービス種別に応じ、年1回又は年2回以上実施する

## 第 13 条（緊急時における対応策）

利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

## 第 14 条（非常災害対策）

- 1 職員は地震及び火災等の非常災害に際して、入居者の人命の安全確保を最優先とした避難・誘導等の措置を取らなければならない。（防火管理者 三好 厚子 ）

### （業務継続計画）

- ① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
- ② 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施する。
- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を

行う。

#### 第15条（利用者からの苦情を処理）

- 1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）担当者の配置  
（担当者） 上尾 三知代 （Tel） 097-523-5500 （FAX） 097-523-5500
- 2 円滑かつ迅速に苦情処理するための処理体制・手順・苦情があった場合は、ただちに相談担当者が相手方に連絡を取り、直接訪問するなどして詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認する。
- 3 （ハラスメントの防止・対応）
  - ① 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じる。
  - ② 施設は、従業員が利用者、利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者、利用者の家族等が施設の指示に従わない場合は、サービスの提供を制限することができる。

#### 第16条（その他運営についての重要事項）

- 1 職員の質の向上を図る為、研修等の機会を設ける。
- 2 事業所は事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 事業者は、従業員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとする。施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

事業者は、従業員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとする。施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

#### 第17条（虐待防止に関する事項）

- 1 虐待の通報、届け出の窓口  
担当者 上尾 三知代
- 2 虐待防止の処理体制
  - ・利用者の保護安全の確保に努め虐待のサインを逃さないよう常に本人、家族、職員の状況を観察し、早期発見に努める。
  - ・虐待の疑いがある場合、関係機関などとの一元化を図る。
  - ・具体的な調査を行い、関係機関との会議を開き利用者の安全確保と人権擁護に努める。
- 3 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講ずる。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことがものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修を6ヶ月に1回、3ヶ月に1回以上は実施する

(附則)

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

## 三好医院老人デイケアセンター運営規定

### 指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

第1条 医療法人泰山会 三好医院（以下「三好医院老人デイケアセンター」という）が実施する指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

#### （事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者」「要支援者」という）に対し、適正な指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

#### （運営の方針）

- 第3条 1 三好医院老人デイケアセンターが実施する指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの従業者は、要介護者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 2 指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目的を設定し計画を行う。
- 3 指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの実施にあたっては、居宅支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り総合的なサービスに努めるものとする。

#### （名称及び所在地）

第4条 指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションを実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 三好医院老人デイケアセンター
- (2) 所在地 大分市大字森町 534 番地の 10

#### （従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションに従事する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 医師兼管理者 1 名（常勤）

医師は、指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画の策定に従業者と共同して作成するとともに、指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの実施に関する従業者への指示を行う。

(2) 専従する従業者

- ・ 理学療法士 1名以上（非常勤）
- ・ 看護師 1名（常勤）
- ・ 介護職員 2名以上（常勤）2名以上（非常勤）

従業者は、指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションを提供する。

従業者のうち医療や福祉関係の資格を持っていないものは認知症介護基礎研修を行うものとする  
（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日

ただし、年末年始 12月31日から1月3日は除く。

(2) 営業時間 午前8時00分から午後5時30分

ただし、サービス提供時間を午前9時00分から午後3時30分までとし、それ以外を送迎等の業務のみにあてる。

(3) 電話により24時間常時連絡が可能な体制とする。

- ・ 午前8時00分から午後5時30分までは、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション担当員及び専従する従業者により対応する。
- ・ 午後5時30分から午前8時00分までは、三好医院の病棟の職員により対応する。

（指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの利用定員）

第7条 指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの1日の利用定員は1単位25とする。

（指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの内容）

第8条 1 実施する指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションは次の通りとする。

- ・ 6時間以上7時間未満の通常規模の指定通所リハビリテーション
- ・ 居宅と指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション間の送迎
- ・ 昼食の提供

2 指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションは、医学的管理のもとで要介護者に対する心身の機能の維持・回復を図るため、医師等の従業者が共同して作成したリハビリテーション計画に基づき、下記（1）を目的とし、（2）の訓練等を行う。

(1) 目的

- ・ ADLの維持・向上
- ・ QOLの維持・向上
- ・ 精神状態の維持・改善
- ・ 社会性の維持・向上
- ・ ねたきり防止
- ・ その他、利用者の状態の改善

(2) 訓練等

- ・ 治療用ゲーム、手工芸用具を使った趣味的訓練
- ・ 自助具適用・使用訓練
- ・ 理学療法全般（運動療法・物理療法・ADL訓練・家事動作訓練・歩行訓練  
巧緻動作訓練・基本動作訓練等）
- ・ 作業療法全般（ADL訓練）
- ・ 言語聴覚療法全般
- ・ 利用者の心身の機能の維持・回復を図る計画的な介護の提供
- ・ 居宅生活への助言・指導（ホームエクササイズ・介護技術・住宅改装・介護用品紹介等）

（通常の事業の実施範囲）

第9条 通常の事業の実施範囲として、下記の地域に関して送迎対応を行う。ただし、家族送迎による利用にあたっては、この限りではない。

- ・ 実施地域 大分市内

（利用料その他の費用の額）

第10条

- 1 指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める以下の基準によるものとし、指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、その1割又は2割又は3割の額を利用者負担とする。

2 食費 550円

3 おむつ代 実費

- 4 趣味教養活動に係る材料費は、利用者又は家族の同意が得られたものに限り徴収する。

- 5 その他、行事等で係る費用の徴収が必要になった場合は、利用者又は家族の同意が得られたものに限り徴収する。

前2項の支払いを受ける場合には利用者又はその家族に対し、文書により事前に説明を行うとともに、利用者又はその家族から同意を得るものとする。

また、金額の変更を行う場合も同様とする

（サービス利用にあたっての留意事項）

第11条

- 1 サービス利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。
- 2 利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載された事項を、当事業所と利用者の双方が確認を行い、その遵守に努めることとする。
- 3 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、サービス提供の実施を変更しない。
- 4 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。

(非常災害対策)

第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には三好厚子、泰山会理事を充て、火元責任者には防火管理区域の所属長を充てる。
- (2) 従業者は火災危険防止のため、始業時・終業時に自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。
- (4) 非常災害設備は常に有効に機能するよう保持に努める。
- (5) 火災や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、従業者に対して防火教育及び消防訓練を実施する。
  - ・ 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年1回以上
  - ・ 利用者を含めた総合訓練 年1回以上
  - ・ 非常災害用設備の使用方法的徹底 随時
- (7) その他の災害防止対策についても、必要に応じて対処する体制をとる。

(その他運営に関する留意事項)

第13条

1 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- ・ 採用時研修 採用後1ヶ月間
- ・ 虐待防止に関する研修 年2回
- ・ 認知症ケアに関する研修 年1回
- ・ 感染症に関する研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の情報を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の情報を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの情報を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理に関する事項)

第14条

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口

担当者 安達 洋美

2 苦情処理するための処理体制、手順

- ・ 苦情があった場合は、直ちに担当者が相手方に詳しい事情を聞くとともに、職員に対するものである時は当事者からも事情を確認する。
- ・ 担当者が必要があると判断した場合は、職員全体で検討会議を行う。
- ・ 検討の結果、早急に具体的な対応をするとともに記録をのこし再発防止に努める。

(虐待防止に関する事項)

第15条

1 虐待に関する相談窓口

担当者 安達 洋美

2 虐待防止の処理体制

- ・利用者の保護安全の確保に努め虐待のサインを逃さないように常に本人、家族、職員の状況を観察し、早期発見に努める。
- ・虐待の疑いがある場合関係機関などとの一元化を図る。
- ・具体的な調査を行い、関係機関との会議を開き利用者の安全確保と人権擁護に努める

3 事業者は、利用者の人権擁護・虐待などの防止のための次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施 年2回

(2) 虐待に関する委員会を設置し定期的を開催する 年2回

(業務計画の策定などについて)

第16条

- ・事業者は感染症、非常災害発生時のサービスの継続及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じることとする
- ・感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）を作成する
- ・従業者は計画内容について周知する
- ・業務継続計画の内容に基づき訓練を実施する 年1回
- ・業務継続計画の見直しを行う 年1回

(衛生管理などについて)

第17条

- ・事業者は感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための対策を講じることとする。
- ・感染症、食中毒の予防及び蔓延の防止のための委員会を設置、開催する。  
(6か月に1回)
- ・必要に応じて衛生管理について保健所の助言、指導を密接な連携をはかることとする

(附則)

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

以下余白。

## 運営規定 (居宅介護支援)

### 介護保険サービスセンターみよし

#### 第1条

(事業の目的)

医療法人泰山会が開設する居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は高齢者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、事業所の介護支援専門員又はその他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

#### 第2条

(運営の方針)

運営の方針は次に掲げるところによるものとする。

- (1) 事業の実施に当たっては、事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- (4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。

#### 第3条

(事業所の名称及び所在地)、

この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護保険サービスセンターみよし
- (2) 所在地 大分市大字森町534番地の10

#### 第4条

(職員の職種、員数及び職務の内容)

この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（介護支援専門員と兼務）  
管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

#### 第5条

(営業日、営業時間等)

営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日までとし、そのうち一日を休みとする。  
ただし、12月31日～3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

#### 第6条

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護支援を提供した場合の利用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

- 1 (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認め

- られる場所
- (2) 使用する課題分析票の種類「基準解釈通知」の趣旨に基づく課題分析票
- (3) サービス担当者会議の開催場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- (5) モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えてから、おおむね片道1kmごとに150円を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

## 第7条

(通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、大分市の区域とする。

## 第8条

(事故発生時の対応)

介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じ、管理者に報告しなければならない。

## 第9条

(その他運営に関する重要事項)

居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質の向上のための研修を、次のとおり設けるものとし、また、業務態勢を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1月以内
- (2) 継続研修 年4回（人権の擁護、虐待の防止、認知症介護、介護予防等）
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 第10条

(苦情処理に関する事項)

- 1 利用者からの相談又は苦情等に対応する窓口  
担当者 管理者 佐藤 成代
- 2 苦情処理するための処理体制、手順
  - ・苦情があった場合は、直ちに担当者が相手方に詳しい事情を聞くとともに、職員に対することである時は当事者からも事情を確認する。
  - ・担当者が必要であると判断した場合は、職員全体で検討会議を行う。
  - ・検討の結果、早急に具体的な対応をするとともに記録をのこし再発防止に努める。

## 第11条

(虐待防止の為の措置に関する事項)

- 1 虐待の通報、対応窓口  
担当者 管理者 佐藤 成代
- 2 虐待の発生、再発防止の為の対策
  - (1) 虐待の発生、再発の防止の為の対策を検討する委員会を定期的を開催し、職員に周知する

- (2) 虐待の発生、再発防止の指針の整備を講じ、職員に対する研修を実施する
- (3) 利用者の保護安全の確保に努め虐待のサインを逃さないよう常に本人、家族、職員の状況を観察し、記録を残し早期発見に努める
- (4) 虐待の疑いがある場合関係機関などと一元化を図り具体的な調査を行い、関係機関との会議を開き利用者の安全確保と人権擁護に努める
- (5) 必要時には速やかにこれを市に通報するものとする

#### 第12条

(業務計画の策定等に関する事項)

- 1 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じ、利用者の保護安全の確保に努める。
- 2 職員に対する計画の周知、研修及び訓練の実施に努める。
- 3 定期的な計画の見直しと必要に応じ変更を講じる。

#### 第13条

(感染症の予防及びまん延防止の為の措置に関する事項)

- 1 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の為の対策を講じる。
- 2 感染症または食中毒の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会を、半年毎に開催するよう努める。

#### 附則

この規定は令和4年10月1日から施行する。

#### 附則

この規定は令和6年4月1日から施行する。